

資格確認書任意記載事項(自己負担限度額等の適用区分)について

「後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書」を申請いただくと、資格確認書の任意記載事項欄にご自身の自己負担限度額等の適用区分を記載することができます。

(申請書の記入方法については、ご案内の裏面をご参照ください。)

割合によって判定基準や限度額が異なるため、詳細はご自身の割合に該当する部分をご確認ください。

1割または2割のかた

【1 自己負担限度額等の適用区分の判定基準】

自己負担の割合が「1割」または「2割」のかた

適用区分	対象者
一般Ⅱ	住民税課税所得が28万円以上で、年金収入+その他の所得金額の合計が以下に該当するかた ・被保険者1人：200万円以上 ・被保険者複数：320万円以上
一般Ⅰ	自己負担の割合が「1割」のうち、課税世帯のかた（海外転入等を含む）
区Ⅱ (区分Ⅱ)	世帯の全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しないかた
区Ⅰ (区分Ⅰ)	世帯の全員が住民税非課税であり、①または②に該当するかた ①世帯員全員の所得が0円のかた（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算） ②老齢福祉年金受給者 ※原則、国民年金制度発足時に50歳を超えていたかた（主に明治生まれのかた） ※老齢基礎年金とは異なります

◎住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。

【2 自己負担限度額等】

1か月の自己負担限度額等は、下表のとおりです。（保険適用とならない差額ベッド代などは自己負担限度額に含まれません。）

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	入院時の食費 (1食あたり)
一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% または18,000円のいずれか低い方	57,600円 ※2	510円
一般Ⅰ	18,000円		
区Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円	240円
区Ⅰ(区分Ⅰ)		15,000円	190円※1
			110円

※1 区Ⅱの認定を受けた月から過去12か月以内の入院日数が90日を超える場合、申請により入院時の食費(240円)がさらに軽減されます(長期入院該当)。

該当するかたは、別途申請が必要になりますので、ご連絡ください。

※2 過去12か月間に4回以上「外来+入院(世帯ごと)」の高額療養費の支給があった場合、4回目以降から多数回該当として限度額が変更になります。(申請不要)

3割のかたは裏面へ

3割のかた

【1 自己負担限度額等の適用区分の判定基準】

自己負担の割合が「3割」のかた

適用区分	対象者
現役Ⅲ	住民税課税所得が <u>690万円以上</u> の被保険者およびそのかたと同じ世帯の被保険者
現役Ⅱ	住民税課税所得が <u>380万円以上690万円未満</u> の被保険者およびそのかたと同じ世帯の被保険者
現役Ⅰ	住民税課税所得が <u>145万円以上380万円未満</u> の被保険者およびそのかたと同じ世帯の被保険者

◎住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。
住民税の納税通知書等で確認できます。（目黒区では、「課税標準額」と表示されています。）

【2 自己負担限度額】

1か月の自己負担限度額は、下表のとおりです。（保険適用とならない差額ベッド代などは自己負担限度額に含まれません。）

適用区分	外来＋入院（世帯ごと）	入院時の食費 （1食あたり）
現役Ⅲ	$252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) \times 1\%$	510円
現役Ⅱ	$167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) \times 1\%$	
現役Ⅰ	$80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) \times 1\%$	

◎過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から多数回該当として限度額が変更になります。（申請不要）

<問合せ・申請先>

〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号
目黒区 国保年金課 後期高齢者医療係
電話03-5722-9838（直通）